



財団法人日本YWCAインターネット利用運用規程

1. 運用規程の目的

本運用規程は、財団法人日本YWCA(以下、「日本YWCA」という)におけるインターネット情報発信および収集のインターネット利用に関して、必要な事項を定める。

2. インターネット利用目的

日本YWCAはビジョンの達成を図るためにインターネットを有効に活用する。

日本YWCAは以下の目的でインターネットを利用する。この他に新たな事項が発生した場合はその都度協議する。

- (1) 日本YWCAの活動に関連する情報の検索および収集を行う。
- (2) 日本YWCAの活動に関しての情報をホームページやソーシャルメディアを活用して発信する。
- (3) 電子メール等を利用して、情報の提供および収集を行う。
- (4) 国内外のYWCAおよび関係機関・団体との情報交換を行う。
- (5) 国内外のYWCAおよび関係機関・団体、その他関係者等との連携を推進するために、質問や意見等を受け付ける。
- (6) YWCAの調査研究・研修に利用する。

3. 管理責任者

- (1) 日本YWCAのインターネット情報発信に関する責任は理事長が負う。
- (2) 管理責任者は、本運用規程に則ってインターネットの適正な利用運用するために実務責任者をおくことができる。

4. 実務責任者

- (1) 実務責任者は、常務理事をもって充てる。
- (2) 実務責任者は管理責任者の指示により、以下に掲げる事項を行う。
 - ① 日本YWCA事務所に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難の防止に必要な管理を行う。また、恒常的な利用状況・故障状況等について、各担当者から報告を受け、処置の指示をする。
 - ② インターネット情報発信の利用が利用目的に適合しているか、また、人権尊重の配慮、個人情報の保護、著作権の保護等がなされているか管理・監督する。
 - ③ 日本YWCAが発信する継続的なインターネット情報について、実務担当者へ修正・訂正すべき点への指導・助言を行う。
 - ④ パソコンやネットワークセキュリティの状況を把握し、監視を行う。
 - ⑤ 有害情報の受信について、状況を把握する。
 - ⑥ 実務担当者が運用規程、管理責任者・実務責任者の指導等を守らない場合に、インターネット利用を禁ずることができる。
 - ⑦ 管理責任者に対して、必要な報告を行う。

5. 実務担当者

実務担当者は、本運用規程を遵守するとともに、管理責任者および実務責任者の指導に従い、インターネットを利用して情報の受発信および更新を行う。

6. 情報公開・情報発信における注意事項

- (1) ホームページやソーシャルメディアを利用した情報公開・情報発信には、日本YWCAの公的名称を使用する。
- (2) 実務責任者は、本運用規程に基づいた適正な情報発信内容であることを事前に確認する。

- (3)情報を発信するにあたっては、別に定めた「日本YWCAソーシャルメディア・ウェブサイト公式アカウント運用方法」に則る。
- (4)情報公開および情報発信で扱う内容は以下のとおりとする。
- ①事業・予算・決算に関する情報の開示
 - ②日本YWCAの運営に関する事項
 - ③日本YWCAおよび加盟YWCAの活動や活動成果に関する事項
 - ④日本YWCAおよび加盟YWCAの活動を支援する資料や情報に関する事項
 - ⑤その他日本YWCAおよび加盟YWCAの活動に関連する内容で管理責任者が承認した事項
- (5)情報発信内容については、発信することの影響を十分に考慮する。
- (6)情報掲載の日本YWCAの著作に関しては、すべて日本YWCAが著作権を有するものとする。
- (7)情報発信において他のホームページの内容を参照する場合は、その著作権に留意するとともに、利用する場合は著作権者の承諾を得る。また、その出典を明示する。
- (8)必要に応じて他のホームページとリンクを張る場合は、そのリンク先の内容等に注意を払う。
- (9)情報発信内容に本人や関係等から内容の訂正または削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。
- (10)日本YWCAが発信するインターネット情報が無断で改ざんされたり、不正アクセス等による被害を被った場合は、至急、その情報公開を中止するとともに、サーバー管理者に連絡する。
- (11)個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を受発信してはならない。
- (12)有害なコンピュータープログラム等を受発信してはならない。
- (13)法令に違反する行為、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (14)セキュリティを侵害する行為をしてはならない。

7. 個人情報と守秘義務

- (1)個人情報の送受信の範囲は「財団法人日本YWCA個人情報の取り扱いに関する取り決め」のとおりとする。日本YWCAが発信した情報内容によって個人が特定され、差別や危険が生じないよう、プライバシーの保護の処置を施す等、適切に対応する。
- (2)個人情報を扱う場合は、管理責任者が必要と認めた場合に限りその範囲は必要最小限のものとし、事前に本人、子どもの場合は本人および保護者の承諾を求め、承諾が得られない場合は公開しない。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。
- (3)受信した個人情報を編集・加工して再発信してはならない。

8. 運用規程の取扱

- (1)本運用規程の内容は、日本YWCAホームページ上に掲載し、情報公開・情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを周知する。
- (2)本運用規程の内容は、運営委員会で協議を経て、理事会に具申し、理事会が承認する。
- (3)本運用規程の改定については、運営委員会で協議を経て、理事会が改定を行う。

本規程は、2011年11月1日より実施する。

(2011年10月25日理事会決議)